

## 社会教育関係団体への補助金交付に係る令和5年度実績と令和6年度の申請状況について

## ○ 社会教育・文化芸術事業補助金

## 1 制度の趣旨

社会教育活動の充実及び地域の教育力の向上並びに文化芸術活動の振興と発展を図るため、これらに関わる社会教育活動及び文化芸術活動を行う団体が実施する各種事業の実施に必要な経費の一部を補助する。

## 2 補助対象者

次の要件を全て満たす社会教育活動及び文化芸術活動を行う団体

- (1) 市内に住所及び活動の本拠を有すること。
- (2) 別表1の補助対象者の区分1及び2(1)の団体である場合は、その構成員の過半数を市民が占め、補助対象者の区分2(2)又は(3)の団体である場合は、その構成団体の過半数を市内に住所及び活動の本拠を有する団体が占めること。
- (3) 規約、定款等を有し、代表者又は役員が置かれていること。
- (4) 事業実施において、目的及び内容が適正で、明確な会計経理が行えること。

## 3 補助対象事業

- (1) 家庭教育支援事業  
保護者又は地域住民に対し、家庭教育に関する学習機会の提供等を行うもので、学習活動日が5日以上
- (2) その他の社会教育事業及び文化芸術事業  
生涯学習関係の講演会、研修会、社会奉仕や自然体験、シンポジウム、各種発表、展示、大会、鑑賞会等

## 4 補助対象者の区分等

別表1

| 補助対象者の区分 |                              |                                             | 補助上限額     | 補助率             |
|----------|------------------------------|---------------------------------------------|-----------|-----------------|
| 1        | 家庭教育支援事業（学習活動日が5日以上のもの）を行う団体 |                                             | 30,000 円  | 補助対象経費の10分の10以内 |
| 2        | その他の社会教育事業及び文化芸術事業を行う団体      | (1) 単独等（1～4）の団体                             | 50,000 円  | 補助対象経費の2分の1以内   |
|          |                              | (2) 5団体以上で構成する連合的な組織                        | 100,000 円 |                 |
|          |                              | (3) 40団体以上で構成する連合的な組織（ただし、構成団体の活動の分野が多岐に渡る） | 300,000 円 |                 |

※区分1のみ、同一団体に対する同一事業に係る補助金の交付は、連続する場合3年を限度とする。

## 5 令和5年度交付実績

(円)

| 区別     | 補助対象者                          | 申請額     | 交付額     |
|--------|--------------------------------|---------|---------|
| 家庭教育事業 | 永山西小家庭教育クラブ『読み聞かせ』             | 30,000  | 30,000  |
| 社会教育事業 | 旭川ママのひろば                       | 50,000  | 42,000  |
| 文化芸術事業 | 旭川交響吹奏楽団                       | 50,000  | 50,000  |
|        | 旭川・北の暦友の会                      | 50,000  | 50,000  |
|        | 北海道写真協会旭川支部                    | 50,000  | 50,000  |
|        | The Briosso Brass              | 50,000  | 50,000  |
|        | 永山文化協会                         | 100,000 | 57,000  |
|        | ア・カペラ合唱祭実行委員会                  | 100,000 | 100,000 |
|        | 箏曲華瑤会                          | 50,000  | 50,000  |
|        | 旭川子ども劇場                        | 50,000  | 50,000  |
|        | 旭川文化芸術協議会                      | 100,000 | 100,000 |
|        | 日米加吟詠連盟 日本國風流詩吟吟舞会認可 北海道旭川地区本部 | 50,000  | 50,000  |

|    |                 |         |         |
|----|-----------------|---------|---------|
|    | 旭川歌人クラブ         | 25,000  | 25,000  |
|    | 劇団シベリア基地        | 25,000  | 18,000  |
|    | 旭川市民マンドリンアンサンブル | 50,000  | 50,000  |
|    | 旭川俳句連盟          | 50,000  | 50,000  |
| 合計 |                 | 880,000 | 822,000 |

## 6 令和6年度の申請状況

- (1) 令和6年度の申請状況は下表のとおり
- (2) 社会教育課分は申請額の合計が予算（104,000円）を超えるため、全体予算内で選定（按分）予定
- (3) 文化振興課分は申請額の合計が予算（1,073,000円）内のため、全件を採択予定
- (4) 予算額に達したため、募集を終了する。

(円)

| 区別     | 補助対象者               | 申請件数 | 申請合計額     |
|--------|---------------------|------|-----------|
| 家庭教育事業 | ・小学校における家庭教育クラブ     | 1件   | 30,000    |
| 社会教育事業 | ・PTA等による団体、同業種による団体 | 2件   | 120,000   |
| 文化芸術事業 | ・文化芸術団体             | 16件  | 1,045,000 |

※家庭教育事業及び社会教育事業は社会教育課が所管、文化芸術事業は文化振興課が所管

## ○ 旭川市文化芸術関係全国大会遠征補助金

### 1 制度の趣旨

本市の文化芸術の向上及び青少年の健全育成を図るため、文化芸術並びに教育関係の全国大会に参加する部活動等の遠征費用（派遣費用）の一部を補助する。

### 2 補助対象者

次に定める者。ただし、本補助金以外に本市から補助金の交付を受ける者を除く。

- (1) 全国大会に出場する部活動等が所属し、かつ市内に所在する学校の長
- (2) 全国大会に出場する市内に所在の青少年派遣団体の代表者
- (3) 全国大会に個人参加する18歳以下の市内に在住する個人の保護者

### 3 補助対象経費等

- (1) 大会に出場する者のうち、本市に在住する者の交通費及び宿泊費
- (2) 道内遠征費は、1人5,000円又は1団体50,000円のうち低い額が補助上限額となる。
- (3) 道外遠征費は、1人8,000円又は1団体80,000円のうち低い額が補助上限額となる。

### 4 令和5年度交付実績及び令和6年度の申請状況

- (1) 令和5年度交付実績及び令和6年度の申請状況は下表のとおり
- (2) 予算（160,000円）の範囲内で先着順に採択

(円)

|         |       | 令和5年度（実績） | 令和6年度（申請状況） |
|---------|-------|-----------|-------------|
| 申請・交付額  | 申請合計額 | 88,000    | 72,000      |
|         | 交付合計額 | 88,000    | 未確定         |
| 申請・採択件数 | 申請    | 2件        | 1件          |
|         | 採択    | 2件        | 1件          |

※令和5年度の交付先は北海道旭川東高等学校（放送部）及び北海道旭川永嶺高等学校（吹奏楽部）

## ○ 旭川市文化芸術特定事業補助金

### 1 制度の趣旨

旭川市文化芸術特定事業助成方針の特定事業に該当し、かつ本市の文化芸術の発展又は青少年の健全育成等に大きく寄与すると期待される事業に対し、当該経費の一部を補助する。

### 2 補助対象者

次に定める事業を実施する者

- (1) 民間ユネスコ活動事業
- (2) 文化人顕彰事業
- (3) 音楽文化振興事業
- (4) 大規模展覧会開催事業

### 3 補助対象経費等

- (1) 事業の実施に要する経費
- (2) 上限額は、補助対象経費の2分の1以内、200万円以内かつ本市の予算の範囲内

### 4 令和5年度交付実績

(円)

| 補助対象者        | 申請額     | 交付額     |
|--------------|---------|---------|
| 旭川ユネスコ協会     | 100,000 | 100,000 |
| 小熊秀雄賞市民実行委員会 | 450,000 | 450,000 |
| AMP 旭川音楽振興会  | 350,000 | 350,000 |
| 美術展旭川市民実行委員会 | 800,000 | 0       |

### 5 令和6年度の申請状況について

- (1) 令和6年度の申請状況は下表のとおり
- (2) 予算の範囲内で申請に応じて採択

(円)

| 補助対象者      | 予算額     | 申請額     |
|------------|---------|---------|
| 民間ユネスコ活動事業 | 100,000 | 100,000 |
| 文化人顕彰事業    | 450,000 | 450,000 |
| 音楽文化振興事業   | 350,000 | 350,000 |
| 大規模展覧会開催事業 | 800,000 | 800,000 |

## ○ アイヌ文化伝承事業費補助金

### 1 制度の趣旨

アイヌ文化の振興を促進し、市民がアイヌ文化に親しみ理解を深める機会の拡充を図るため、アイヌ文化に関わる団体が実施するアイヌ文化の保存・伝承・普及等を目的とした各種事業に要する経費の一部を補助する。

### 2 補助対象者

次に定める者

- (1) 旭川アイヌ協議会
- (2) 北海道アイヌ協会
- (3) (1)、(2)のほか、アイヌ文化の保存・伝承・普及等を目的とし、市内に住所及び活動の本拠を有する団体

### 3 補助対象経費等

- (1) 事業の実施に要する経費
- (2) 上限額は、補助対象経費の2分の1以内、100万円以内かつ本市の予算の範囲内

4 令和5年度交付実績及び令和6年度の申請状況について

(1) 令和5年度実績及び令和6年度の申請状況は下表のとおり

(円)

| 補助対象者    |     | 令和5年度  | 令和6年度  |
|----------|-----|--------|--------|
| 北海道アイヌ協会 | 予算額 | 30,000 | 30,000 |
|          | 申請額 | 30,000 | 30,000 |
|          | 交付額 | 30,000 | 未確定    |

○ その他、令和6年度に予定している社会教育関係団体への補助金について（社会教育部所管分）

1 令和5年度交付実績及び令和6年度の申請状況について

(1) 令和5年度実績及び令和6年度の申請状況は下表のとおり

(2) 予算の範囲内で申請に応じて採択

(円)

| 補助対象者            |     | 令和5年度      | 令和6年度     |
|------------------|-----|------------|-----------|
| 旭川市PTA連合会        | 予算額 | 500,000    | 500,000   |
|                  | 申請額 | 500,000    | 500,000   |
|                  | 交付額 | 500,000    | 未確定       |
| 旭川郷土芸能保存連合会      | 予算額 | 400,000    | 400,000   |
|                  | 申請額 | —          | 未申請       |
|                  | 交付額 | —          |           |
| 優佳良織伝承の会         | 予算額 | 7,200,000  | —         |
|                  | 申請額 | 7,200,000  | —         |
|                  | 交付額 | 7,200,000  | —         |
| (一社) 川村カ子トアイヌ記念館 | 予算額 | 18,500,000 | —         |
|                  | 申請額 | 18,370,000 | —         |
|                  | 交付額 | 18,370,000 | —         |
| 合同会社 優佳良織工房      | 予算額 | —          | 4,329,000 |
|                  | 申請額 | —          | 4,275,000 |
|                  | 交付額 | —          | 未確定       |

※旭川市PTA連合会への補助金は社会教育課が所管、他は文化振興課が所管